

## 令和5年度平戸市農業委員会第6回総会議事録

■開催日時：令和5年9月27日（水）9時30分～10時15分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中18人出席 欠席委員：9番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 浅田事務局次長、寺田班長

植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

### ■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第5号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

議案 第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第31号 非農地通知申出について

議案 第32号 農地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第6回」を開会いたします。 総会の開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>皆様、改めまして、おはようございます。 農機具による事故が発生しております。農業に従事する場合は十分に気を付けてください。また、10月におきましては、各地区で和牛共進会が開催されます。昔ながらの流れで、農業委員にも案内があることもありますので、ご出席して頂きますようお願いいたします。 気温が高い中、農作業には十分注意して作業を行ってください。 本日も、報告1件、議案4件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
事務局	<p>本日は、議席番号9番の農業委員から欠席の届出がっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程3、議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、11番委員、12番委員、書記に事務局次長を指名いたします。 以上で日程3を終わります。</p>
会長	<p><b>■日程4 会務報告</b></p> <p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお開きください。  9月の会務報告をいたします。(9月会務報告を報告)  10月の会務予定を申し上げます。(10月会務予定を報告)  以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、10月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。  10月の総会を令和5年10月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議がありませんので、10月の総会を令和5年10月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。</p> <p><b>■日程5 議事</b></p>
会長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p> <p>《報告第5号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について》</p>
会長	報告第5号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の2ページ、3ページをご覧ください。  3ページについて説明いたします。  報告第5号、農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について、整理番号1番、届出人については、記載のとおりで、届出農地は、生月町里免字辻2334番4、地目は畑で、地積は187㎡です。事由は、農業用倉庫及び農作物等干場として利用するためです。  (スライドにより農地の位置等について説明。)  以上で説明を終わります。</p>
会長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし。」
会長	意見が無いようですので、報告第5号を終わります。
	《議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について》
会長	次に、議案第29号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の4ページから6ページをご覧ください。

事務局	<p>5 ページ、6 ページについて説明いたします。</p> <p>議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、7 件あっております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町岳崎免字岩野、岳崎の計 6 筆で、地目は田・畑で、合計地積 4,347 m<sup>2</sup>、共同名義人からの贈与（所有権移転）となります。</p> <p>番号 2 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、田平町小手田免字丸田 265 番 1、地目は田で、地積は 299 m<sup>2</sup>、家庭菜園として利用するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 3 番から 6 番までは、令和 2 年 10 月に許可した営農型太陽光発電設備の設置に伴うもので、今回、10 年間の区分地上権を継続するものです。申請者、申請農地は記載のとおりです。</p> <p>番号 7 番についても、太陽光パネルの下でハランを栽培し、営農を行うもので、賃借権を設定するものです。</p> <p>（整理番号 1 から 7 について、スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
3 番委員	<p>営農型太陽光について、パネルを設置した会社と営農する会社が異なる場合に合意があって、うまくやっているものと思う。</p> <p>今後の実績などについて、農業委員会として追跡調査とかするのか。心配するのが、当初計画どおり実施されていくのかが懸念される。</p>
事務局	<p>一点目のパネル設置した者と営農をする者が異なっても、土地所有者を含め、3 者で同意があれば大丈夫です。</p> <p>二点目については、国、県も確実に営農するかが心配しているところで、必ず年 1 回、収支や利用状況を報告することになっておりますので、できれば、地区担当の農業委員等と確認していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。</p>
会 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 29 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 29 号について、原案のとおり決定いたします。</p>

《議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》

会 長 次に、議案第 30 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。

事務局 議案書の 7 ページから 9 ページをご覧ください。  
8 ページ、9 ページについて説明いたします。  
議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、1 件あっております。  
申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町岳崎免字高野谷 680 番 1 他 21 筆、地目は田・畑で、合計地積が 35.5192 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電設備の設置に伴う一時転用（10 年間）で、支柱 3,040 本、引込柱 6 本を一時転用するものです。  
（スライドにより位置、現況写真等について説明。）  
以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。

1 番委員 「補足説明。」

会 長 ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。

委員一同 「質疑なし。」

会 長 質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第 30 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員一同 「異議なし。」

会 長 異議なしと認め、議案第 30 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第 31 号 非農地通知申出について》

会 長 次に、議案第 31 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。

事務局 議案書の 10 ページから 11 ページをご覧ください。  
議案第 31 号、非農地通知申出についてご説明いたします。今回、1 件あっております。  
申出人は記載のとおりで、申出農地については、岩の上町字東植松 528 番他 1 筆、地目は田・畑で、合計地積が 1,747 m<sup>2</sup>となっています。  
（スライドにより位置、現況写真等について説明。）  
以上で説明を終わります。

会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。
18番委員	「補足説明。」
会 長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 31 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 31 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 32 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、同議案中「整理番号 1 番から 33 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 14 ページから 19 ページをご覧ください。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借権の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利対象の土地は、山中町字カヤ伐場 983 番他 1 筆、現況地目は田で、合計面積が 2,433 m <sup>2</sup> 、権利の内容については、記載のとおりです。 整理番号 2 番、3 番につきましては、ご一読をお願いします。 合計 3 件、筆数 7 筆、合計面積 8,151 m <sup>2</sup> となります 続きまして、14 ページの下段から 19 ページについてご説明します。 項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 4 番、農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、下中野町字牟田 664 番、現況地目は田で面積が 2,557 m <sup>2</sup> 、他 1 筆、設定する利用権については、記載のとおりです。

事務局	<p>整理番号 5 番から 33 番につきましては、ご一読をお願いします。 整理番号 4 番から 33 番の合計が 30 件、102 筆、合計面積 185,266 m<sup>2</sup>となります。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 32 号中、整理番号 1 番から 33 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 32 号中、理番号 1 番から 33 番について、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>次に、同議案中、整理番号 34 番の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、「議席番号 10 番委員」の退席を求めます。</p>
10 番委員	<p>「退席」</p>
会長	<p>それでは、同議案中、整理番号 34 番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 19 ページのいちばん下の段になります。 整理番号 34 番、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、山中町字中原 462 番、現況地目は田で面積が 2,770 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 32 号中、整理番号 34 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

会 長	<p>異議なしと認め、議案第 32 号中、整理番号 34 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「10 番委員」の入場を認めます。</p>
10 番委員	<p>「入場」</p> <p>■日程 6 閉会</p>
会 長	<p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p> <p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 5 年度平戸市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会時刻：10 時 15 分</p> <p>議 長 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>11 番委員 印</p> <p>12 番委員 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山口隆徳
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸